

基幹水利施設管理事業	事業主体	県 市町村	所管課班	農村整備課 水利施設保全班

事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

採択基準

1. ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。
 - ア. 国より管理委託されたもの。
 - イ. 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
 - ウ. 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム 頭首工 用水機場 排水機場 排水樋門 幹線用排水路	設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上、または貯水量がおおむね2,500千m ³ 以上であること。 下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m ³ /S以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。 最大取水量がおおむね1.0m ³ /S以上であること。 排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。 計画通水量がおおむね15m ³ /S以上であること。 幹線排水路にあっては計画排水量がおおむね15m ³ /S以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5m ³ /S以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

2. 受益面積 1,000ha以上（畑地にあっては300ha以上）、地盤沈下地帯にあっては各々500ha、100ha以上
3. 非農地率 受益区域内において10%以上
(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	基幹水利施設管理事業		30	30	40

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。